

第6章 雑 則

(防火対象物の使用開始の届出等)

第43条 令別表第1に掲げる防火対象物(同表(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。)をそれぞれの用途に使用しようとする者は、使用開始の日の7日前までに、その旨を消防局長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

(解説と運用)

本条の規定は、政令別表第1各項((19)項及び(20)項を除く。)に掲げる防火対象物又はその部分を使用しようとする者に対し、その内容を事前に消防局長に届出することを義務付けるものである。

なお、当該届出は大分市火災予防事務処理規程(以下「事務処理規程」という。)第6条の規定により、届出に係る防火対象物を管轄する消防署長が受理する。

併せて、当該届出を受理した消防署長が検査を行うことにより、当該防火対象物又はその部分を使用開始する当初から適法な状態を確保しようとするものである。

1 本条の規定は、恒常的に政令別表第1各項((19)項及び(20)項を除く。)に掲げる防火対象物又はその部分の使用を開始する日の7日前までに、その内容を消防局長に届出することを義務付けた規程である。

本条の届出は、政令別表第1各項((19)項及び(20)項を除く。)に掲げる防火対象物又はその部分を新たに使用しようとする場合のほか、増築、用途変更、間取りの変更その他これらに類する工事に伴い防火管理面で変更が生じる場合も行わなければならない。

届出を要する防火対象物の指定については、平成26年7月14日付大消予第584号通知「防火対象物使用開始(変更)届出に係る運用について」による。

また、防火対象物又はその部分を使用する者のみを変更する場合は、当該使用する者が新たに当該防火対象物又はその部分を使用すると取り扱うため、本条の届出を行わなければならない。ただし、この場合において、新たに当該防火対象物又はその部分を使用しようとする者(当該使用しようとする者が当該防火対象物又はその部分の管理について権原を有する者である場合に限る。)が法第8条第2項の防火管理者選任届を行った場合は、本条の届出を省略して差し支えない。

本条に規定する「防火対象物(又はその部分)を使用しようとする者」とは、当該防火対象物又はその部分を実際に使用しようとする者をいい、当該防火対象物又はその部分の工事等を請け負った設計者、工事業者等をいうものではない。

本条の届出は、大分市火災予防規則(以下「条例規則」という。)第10条に規定する「防火対象物使用開始(変更)届出書」(様式第7号)に必要書類(防火対象物の配置図、各階平面図及び消防用設備等の設計図書等)を添付して行うことが義務付けられている。

なお、本条の規定に違反した者に対する罰則の規定はない。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防局長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

(1) 熱風炉

(2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉

(3) 前号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉(個人の住居に設けるものを除く。)

(3)の2 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備

- (4) 入力 70 キロワット以上の温風暖房機(風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。)
- (5) ボイラー又は入力 70 キロワット以上の給湯湯沸設備(個人の住宅に設けるもの又は労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号)第 1 条第 3 号に定めるものを除く。)
- (6) 乾燥設備(個人の住居に設けるものを除く。)
- (7) サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)
- (7)の 2 入力 70 キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
- (8) 火花を生ずる設備
- (8)の 2 放電加工機
- (9) 高圧又は特別高圧の変電設備(全出力 50 キロワット以下のものを除く。)
- (10) 急速充電設備(全出力 50 キロワット以下のものを除く。)
- (11) 燃料電池発電設備(第 8 条の 3 第 2 項又は第 4 項に定めるものを除く。)
- (12) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの(第 12 条第 4 項に定めるものを除く。)
- (13) 蓄電池設備 (蓄電池容量が 20 キロワット時以下のものを除く。)
- (14) 設備容量 2 キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備
- (15) 水素ガスを充填する気球

(解説と運用)

本条は、火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備（以下、「火気設備等」という。）について、これを設置する場合及び設置後に変更する場合には、あらかじめ届け出ることとし、この審査を受けること並びに工事が完了し使用開始前に検査を受けることにより、火気設備等の位置、構造、管理の適正化を図るための制度を規定したものである。

なお、「あらかじめ届け出る」とは、火気設備等の設置及び変更工事に着手する日の 7 日前までにその内容を届出することをいう。

- 1 第 3 号に規定する「据付面積」とは、当該設備を据え付けた場合における水平投影面積をいう。
- 2 第 3 号の 2 に規定する「厨房設備」とは、同一厨房室内（壁・床・天井が不燃材料で、出入口に防火設備である防火戸（自閉式又は煙感知器連動閉鎖）による区画ごと）において使用される、こんろ、レンジ、オーブン、フライヤー、湯沸設備及びボイラー等をいい、各厨房設備の入力の合計が熱源種別によることなく、350 キロワット以上をもって設置届出対象としたものである。
 なお、熱量の換算については、条例第 3 章第 3 条の解説の表 4 を参照すること。
- 3 第 4 号に規定する「温風暖房機」には、電気を熱源とするものも含まれる。また、本体の接続部から風道の長さが 2 メートル未満のものは、風道を使用しないものとして取り扱うことができる。
- 4 第 5 号に規定する「ボイラー」は、労基ボイラーを除く小型ボイラー及び簡易ボイラーを届出の対象としている。詳細については条例第 3 章第 4 条の解説を参照すること。
- 5 第 6 号に規定する「乾燥設備」は、次に掲げる三つの要件のうち、一つでも該当する場合は届出を必要としない。
 - (1) 入力 17 キロワット未満のもの
 - (2) 乾燥物収容室の据付面積が 1 平方メートル未満のもの
 - (3) 乾燥物収容室の内部容積が 1 立方メートル未満のもの
- 6 第 7 号に規定する「サウナ設備」は、個人の住居に設けるものを除き、設置される防火対象物の用途にかかわらず届出が必要である。ただし、電気用品安全法施行令別表第 1 に掲げる電気サウナバスを共同住宅の住戸部分に設置する場合は除かれる。

7 第9号に規定する「高圧又は特別高圧の変電設備」とは、条例第11条に定める変電設備（全出力が20キロワット以上のもの）をいう。そのうち、届出を要するのは全出力が50キロワットを超えるもの（柱上及び道路上に設けるものを除く。）である。

全出力の算定方法は、条例第3章第11条の解説を参照すること。

8 第10号に規定する「急速充電設備」とは、条例第11条の2に定める急速充電設備（全出力20キロワットを超えるもの）をいう。そのうち、届出を要するのは全出力が50キロワットを超えるものである。

9 第11号に規定する「燃料電池発電設備」は、固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するもののうち、出力が10キロワット未満で安全装置が設置されているものについては、届出を必要としない。

10 第12号は、「内燃機関を原動力とする発電設備」で条例第12条第3項に該当しないものを対象としており、建築現場等の仮設電源として比較的短期間用いられる「移動用発電機」については原則として届出を要しないが、床等に固定して設置する場合は届出が必要である。

「移動用発電機」には移動電源車及び、貨物自動車等に積載して移設する可搬式発電機を含み、出力10キロワット以上の移動用発電機については電気事業法による届出が義務付けられている。

11 第13号に規定する「蓄電池設備」とは蓄電池容量が10キロワット時を超える蓄電池設備について規制したものである。（ただし、10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。）届出については20キロワット時を超えるものから要する。

12 第14号は、設備容量2キロボルトアンペア以上の条例第14条に定めるネオン管灯設備で、その容量の算定方法は次によること。

- (1) 一つのネオン管灯設備に設けたネオン変圧器の定格容量（ボルトアンペア）の和とする。
- (2) 同一防火対象物に2以上のネオン管灯設備を設置する場合で、設置しようとする者が同一である場合は、一つのネオン管灯設備としてその容量を算出する。

13 第15号に規定する「水素ガスを充てんする気球」の設置とは、建築物（屋上）、屋外の樹木等の土地の定着物に気球を固定することをいう。

したがって、掲揚のみならず係留を含み、掲揚前に一定期間係留する場合は、係留前に届け出ることを要する。また、届け出た掲揚又は係留機関を過ぎて掲揚又は係留を行う場合は、新たに届出を要するものである。

（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第45条 次に掲げる行為をしようとする者（第2号に掲げる行為をしようとする者にあつては、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第25条第1項の許可を受けた者を除く。）は、あらかじめ、その旨を消防局長に届け出なければならない。

- (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為
- (2) 煙火（がん具煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け
- (3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催
- (4) 水道の断水又は減水
- (5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事
- (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

（解説と運用）

本条は、次に掲げるような行為をしようとする場合、事前にその目的、日時、責任者、内容等について、消防局長に届け出なければならないことを規定したものである。

1 第1号の行為は、そのこと自体火災予防上の危険が存するものであるが、十分な消火準備がなされている場合でも、消防機関が把握していなければ、市民が火災と誤認することによって消防隊が出動し、計画的な消防警備が混乱するおそれがある。第1号の規定は、これを避けるため、行為者に一般的に届け出義務を課したものである。

なお、たき火に類する行為にあつては、行為の規模、場所等を勘案し、条例第25条の例により指導すること。

また、たき火以外で届出を要する行為については、以下のようなものが考えられる。

- (1) 道路工事等でアスファルトを溶解するような場合
- (2) 溶解作業等をする場合で、煙と炎が大量に出る場合
- (3) 消火実験等をする場合
- (4) その他著しく煙、炎が出るような作業をする場合

2 第2号については、火薬類の消費をしようとする者は、火薬類取締法第25条第1項（ただし書に該当する場合を除く。）の規定により知事の許可が必要であり、かつ、煙火を消費する場合には、火薬類取締法施行規則第56条の4の規定が適用される。

3 第3号の行為は、本来は劇場等以外の用途に供される非特定防火対象物における一時的な催し物開催のみを指すものである。

非特定防火対象物とは、本来、特定の人々が入りし、勤務する場所であり、そのため消防法令上の取扱いも特定防火対象物に比べてハード、ソフト両面にわたり規制が緩やかとなっている。

したがって、不特定多数の人々を収容する催物を非特定防火対象物において開催するときは、事前に届出を義務付けることにより、消防局長（届出を受理する消防署長）が当該催物の概要を事前に把握し、非常の事態に備えることを目的とするものである。

なお、「催物」とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を公衆に見せ、又は聞かせるものをいう。（興行場法第1条第1項参照）

4 第4号は、水道工事等により、ある区域が断水又は減水するような場合をいう。

5 第5号の「道路工事」には、消防自動車が全く通行できない場合に限らず、片側通行止等も含まれる。また、道路自体の工事のみならず、水道管、ガス管、電気又は通信用ケーブル等の埋設工事等消防隊の通行その他消火活動に障害となるような場合をいう。

なお、道路工事を伴わない、スポーツ大会・催物に係る通行規制については届出の義務はないものであるが、道路の通行規制の情報を覚知した場合には、催物の開催者等の関係者に対して、消防機関へ情報提供するよう指導すること。

6 第6号の規定は、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する催しに際して対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合には、屋内・屋外を問わず、第18条第1項9号の2（第19条から第22条において準用する場合を含む。）の規定により消火器の準備が必要となることから、その実施状況について消防機関が事前に把握し、必要に応じて指導することができるよう、当該露店等を開設する者に対して、あらかじめ、その旨を消防局長に届け出ることを義務付けたものである。

（指定洞道等の届出）

第45条の2 通信ケーブル又は電力ケーブル（以下「通信ケーブル等」という。）の敷設を目的として設置された洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物（通信ケーブル等の維持管理等のため必要に応じ人が入りしる隧道に限る。）で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして消防局長が指定したもの（以下「指定洞道等」という。）に通信ケーブル等を敷設する者は、次に掲げる事項を消防局長に届け出なければならない。

- (1) 指定洞道等の経路及び出入口、換気口等の位置
- (2) 指定洞道等の内部に敷設されている主要な物件
- (3) 指定洞道等の内部における火災に対する安全管理対策

2 前項の指定は、同項各号に掲げる事項について重要な変更を行う場合について準用する。

(解説と運用)

本条は、指定洞道等について消防機関があらかじめ消防活動上必要な事項を把握するとともに、関係者に対しその火災に対する適切な安全管理対策の指導を行うことにより、洞道等における防火安全を期することを目的として規程したものである。

1 第1項の規定は、届出を必要とする洞道等の指定及び届出をしなければならない者並びに届出をする場合に必要な事項についての規定である。

(1) 届出の対象となるのは、通信ケーブル又は電力ケーブル（以下「通信ケーブル等」という。）の敷設を目的として設置された洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物（以下「洞道等」という。）で消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして消防局長が指定したものに通信ケーブル等を敷設しようとする洞道等である。

消防局長が消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして指定する洞道等は、昭和61年大分市消防局告示第1号により、洞長が50メートル以上のもの及び共同溝等が指定されている。

なお、同告示第1項第3号に規定する「消防局長が特に必要と認める洞道等」とは、洞長が50メートル未満の洞道であっても、段差、曲折又は深層におよぶもので、消火活動に重大な支障を生ずるおそれがあると認められるものである。

これらの洞道等にあつては、通信ケーブル等の敷設、改修工事又は維持管理のため、通常、人が出入りすることのできるものに限られるものである。

(2) 「洞道」とは、通信ケーブル等を敷設するため地中に設置された鉄筋コンクリート造等のトンネルをいうものであって、二以上の公益事業者が通信ケーブル等を敷設する「企業間洞道」と、公益事業者が単独で通信ケーブル等を敷設する「単独洞道」がある。

(3) 「共同溝」とは、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第2条第5項（※）に規定するものである。

※この法律において「共同溝」とは、二以上の公益事業者が公益物件を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設をいう。

(4) 「その他これらに類する地下の工作物」とは、洞道、共同溝以外の施設で変電所、発電所及び地下鉄等の送電のためのトンネルである。

2 届出者は、指定洞道等に通信ケーブル等を敷設しようとする者であり、当該通信ケーブル等を管轄する事業所の代表者である。また、届出の時期については、ケーブル等の敷設工事に着手する時点であり、変更の届出についても同様である。

3 届出事項は第1項各号、届出の添付書類については条例規則第13条に規定されており、その内容は次のとおりである。

(1) 指定洞道等の経路及び出入口、換気口等の位置

第1号の届出事項については、洞道等の平面的な経路を把握するとともに、火災時における進入路及び排煙口の設定等に係る検討に資するものであり、上記事項を記載した経路概略図を届出に添付するものとする。

(2) 指定洞道等の内部に敷設されている主要な物件

第2号に規定する「主要な物件」としては、敷設ケーブル、消火設備、電気設備、換気設備、連絡電話設備等について、これらの概要が記されていれば足りることとし、敷設ケーブルの具

体的な種類、材質等に係る事項の記載は要しないものである。(下表参照)

表 主要な敷設物件の概要書の記載例

敷設物件とその概要

敷設物件	概 要
通信ケーブル等	難燃シートでカバーされている。 難燃ケーブルが敷設されている。
消火設備	洞道内の出入口の近辺に消火器を常備している。
電気設備	洞道内の照明及びその他の施設の電源となっている。
換気設備	送風機により洞道内を換気する。
連絡電話設備	洞道内における相互の連絡及び外部との連絡用に設置されている。
排水設備	排水ポンプにより洞道外に排水する。
防水設備	換気口に防水設備を設置している。
金物設備	金物によりケーブルを支持し、又は作業台、階段等を設置している。

(3) 指定洞道等の内部における火災に対する安全管理対策

第3号の届出事項については、関係者による指定洞道等の内部における火災に対する安全管理対策を把握し、消防機関が適切な指導を行えるように規定されたものであり、次の事項を記載した安全管理対策書を届出に添付するものとする。

- ア 指定洞道等の内部に敷設されている通信ケーブル等の難燃措置に関すること。
- イ 指定洞道等の内部において火気を使用する工事又は作業を行う場合の火気管理及び喫煙管理等の出火防止に関すること。
- ウ 火災発生時における延焼拡大防止、早期発見、初期消火、通報連絡、避難、消防隊等への情報提供等に関すること。
- エ 職員及び作業員の防火上必要な教育訓練に関すること。
- オ その他安全管理に関すること。

4 第2項に規定する「重要な変更」とは、昭和61年大分市消防局告示第1号第2項各号に掲げる、以下の変更をいう。

- (1) 洞道等の経路の変更、出入口、換気口等の新設又は撤去
- (2) 通信ケーブル等の難燃措置の実施又はその変更
- (3) その他安全管理対策等の大幅な変更等

(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)

第46条 指定数量の5分の1以上（個人の住宅で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物及び別表第8で定める数量の5倍以上（再生資源燃料、可燃性個体類等及び合成樹脂類にあつては、同表で定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防局長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを変更又は廃止する場合について準用する。

(解説と運用)

本条は、少量危険物（個人の住宅で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上）及び条例別表第8に掲げる数量の5倍以上（再生資源燃料、可燃性個体類等及び合成樹脂類にあつては、同表で定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合の届出について規定したもので、消防機関において事前にその実態を把握し、火災予防上の見地から必要に応じ、適

切な指導を行うことを目的としたものである。

- 1 第1項に規定する「あらかじめ・・・届け出なければならない。」とは、少量危険物貯蔵取扱所又は指定可燃物貯蔵取扱所（以下「少量危険物貯蔵取扱所等」という。）を設置する10日前までに届け出ることをいう。
- 2 第2項は、少量危険物貯蔵取扱所等の貯蔵又は取扱いの方法を変更する場合（少量危険物貯蔵取扱所等の位置、構造又は設備並びに所有者、管理者又は占有者を変更する場合を含む。）並びに少量危険物貯蔵取扱所等を廃止する場合にも届出が必要である旨を規定したものである。

（タンクの水張検査等）

- 第47条** 消防局長は、前条第1項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は、取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行なうことができる。
- 2 前項の水張検査又は水圧検査を受けようとする者は、申請の際11,000円の範囲内で、規則で定める手数料を納めなければならない。

（解説と運用）

本条は、少量危険物及び指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの水張検査若しくは水圧検査について、これらを製造し、又は設置しようとする者の申出により、消防局長が当該検査を行うことを定めたものである。

- 1 第1項の申請は、条例規則第15条の規定により行うものとし、手続きの詳細については事務処理規程第8条に規定されている。申請書の提出先は消防局予防課危険物規制担当班である。
- 2 第2項及び条例規則第16条の規定により、水張検査又は水圧検査を受けようとする者は、申請の際、水張検査又は水圧検査でタンクの容量が600リットル以下のものにあつてはタンク1基につき6,000円、水圧検査でタンクの容量が600リットルを超えるものにあつてはタンク1基につき11,000円の手数料を納めなければならない。

（消防用設備等の工事に関する事前届出）

- 第48条** 次に掲げる設備等に係る工事をしようとする者は、その工事に着手しようとする日の10日前までに、その旨を消防局長に届け出なければならない。
- (1) 法第17条第1項に規定する消防用設備等（令第36条の2第1項に規定する工事に係るものを除く。）のうち、次に掲げるもの
 - ア 令第7条第2項第10号に規定する動力消防ポンプ設備
 - イ 令第7条第4項第1号に規定するすべり台
 - ウ 令第7条第5項に規定する防火水槽
 - エ 令第7条第6項に規定する排煙設備、連結散水設備及び連結送水管
 - (2) 第3条の4第1項第2号エに規定する自動消火装置

（解説と運用）

本条は、甲種消防設備士の業務独占の対象とならない本条第1項各号に掲げる消防用設備等を設置しようとする者に対し、当該工事の計画段階において、その内容を事前に消防局長に届出することを義務付けるとともに、当該届出を受理した消防局長が届出の内容を審査することにより、当該消防用設備等を使用開始する当初から適法な状態を確保しようとするものである。

- 1 本条の届出は、条例規則第17条に規定する消防用設備等工事計画届出書（様式第22号）に、

以下の必要書類を添付して行わなければならない。

- (1) 付近見取図、平面図、立面図、断面図及び仕上表
- (2) 消防用設備等の設計書、仕様書、計算書、系統図及び配管図又は配線図

(防火対象物の消防用設備等の状況の把握)

第 48 条の 2 消防局長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が法、令若しくはこれらに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

- 2 消防局長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。
- 3 第 1 項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続きは、規則で定める。

(解説と運用)

本条は、重大な消防法令違反のある防火対象物について、利用者等に当該防火対象物の危険性に関する情報を公表し、利用者等の選択を通じて防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火安全体制の確立を促すものである。

1 命令を行った場合の公示との違い

違反対象物に対して消防機関が命令を行った場合、その対象物に関する命令の内容を公示することになるが、命令に係る公示に至るまでには相当な時間を要することから、その間、当該防火対象物の危険性に関する情報が利用者等に提供されない状況となる。

このため、違反処理とは別の情報公開制度の一環として、早期に違反を公表するため本条を規定したものである。

2 公表の対象となる法令違反の内容（条例規則第 18 条）

特定防火対象物で、法第 17 条第 1 項の政令で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないものが公表の対象となる。

この場合において「設置されていないもの」とは、それぞれの設備を構成する機器等が一切設置されていないことをいう。

- 3 公表の手続き及び公表の実施に際し必要な事項については、条例規則第 19 条及び大分市防火対象物の消防用設備等の公表に関する規程（平成 29 年消防局訓令第 2 号）並びに大分市防火対象物の消防用設備等の公表に関する要領（平成 29 年消防局訓令第 3 号）を参照すること。

(委任)

第 49 条 この条例の実施のための手続きその他その施行について必要な事項は、市長が定める。

第 7 章 罰 則

(罰則)

第 50 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 30 条の規定に違反して指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者
- (2) 第 31 条の規定に違反した者
- (3) 第 33 条又は第 34 条の規定に違反した者

(4) 第 42 条の 3 第 2 項の規定に違反して、同条第 1 項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者

(解説と運用)

- 1 本条第 1 号は、条例第 30 条の違反して指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者に対して適用され、第 2 号は、条例第 31 条の規定（少量危険物の貯蔵及び取扱いの基準）に違反した者に対して適用されることを規定している。
- 2 第 3 号は、条例第 33 条又は第 34 条の規定（指定可燃物の貯蔵及び取扱いの基準）に違反した者に対して適用されることを規定している。
- 3 第 4 号は、第 42 条の 3 第 1 項の規定による計画が、当該催しを主催する者による火災予防の基礎となるものであるから、屋外における催しの防火管理の実効性を担保するため、当該計画の提出義務違反について、罰則を設けるものである。
 - (1) 催しが開催される 14 日前までに主催者から火災予防上必要な業務に関する計画の提出がなされなかった場合は、その時点（14 日前）で第 42 条の 3 第 2 項違反となる。
 - (2) 違反処理については、通常は本市「火災予防査察及び違反処理に関する規程」の規定により警告書や命令書の交付等により、段階的に違反処理することとなるが、本号にかかる違反は期日による違反事案であるため、捜査機関に告発することにより違反処理することとなる。なお、告発する時期は催しの開催日までに行うことが適切である。告発後、催しの開催日までに主催者から当該計画の提出があった場合でも告発自体は有効であることから、告発を取り下げる必要はない。後は、検察庁の判断により、起訴か不起訴かを決定することになる。

なお、告発とは、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 239 条第 2 項の規定に基づき違反事実を捜査機関に申告し、違反者の訴追を求める意思表示をいう。
 - (3) 第 42 条の 3 第 2 項カッコ書きに規定する当該指定催しを開催する日の 14 日前以後に同条第 1 項の規定による指定を受けた場合は、催しの開催日までに当該計画を消防局長に提出しなかったときに第 42 条の 3 第 2 項違反となり、違反処理することとなる。
 - (4) 告発書に添付する証拠資料等は、本市「火災予防査察及び違反処理に関する規程」の規定による資料（違反調査報告書（写し）、質問調書（写し）等のほか、本件にかかる関係書類等（指定催しの通知書（写し）、消防局長が別に定める要件を定めた告示（写し）、露店等の開設届出書（写し）、及び主催者への指導記録書等）が必要となる。

第 51 条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(解説と運用)

本条は、第 50 条に規定する行為者のほか、法人又は使用主に対する両罰規定を定めたものである。行政目的を達成するためには行為者のほか、必要限度内において違反者の範囲を拡張することが認められるべきであり、また現行行政法規はこのような両罰規定を設けて行政目的の実現を担保しているところである。

したがって、本条においても法人又は人の代理人、使用人、その他の従業員の違反行為について、業務主たる法人又は人を処罰する規定を設けている。

ただし、相当の注意及び監督がなされたことについて、その無過失が証明される場合は処罰され

ないものである。

第1項に規定する「人の代理人」には、委任による代理人のみならず、法定代理人も含まれる。